

運 営 規 程

【(介護予防) 訪問リハビリテーション】

医療法人 弘 池 会

介護老人保健施設 ろうけんかづき

介護老人保健施設ろうけんかづさ (介護予防) 訪問リハビリテーション 運営規定

第1条 医療法人弘池会が開設する介護老人保健施設ろうけんかづさにおいて実施する指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防リハビリテーション（以下「指定訪問リハビリテーション等」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 指定訪問リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法、言語聴覚療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図る。

2 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 指定訪問リハビリテーション等の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 医療法人弘池会 介護老人保健施設ろうけんかづさ 指定訪問リハビリテーション
- (2) 所在地 長崎県南島原市加津佐町戊 4450 番地
- (3) 電話番号 0957-87-5678
- (4) 管理者氏名 池永 健
- (5) 4251480036

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第5条 指定訪問リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、指定訪問リハビリテーション等の従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 1名以上

理学療法士または作業療法士または言語聴覚士 常勤 1名以上

医師は利用者の身体機能の維持又は向上のため、リハビリテーションの提供を行うにあたり、診療を行い、理学療法士または作業療法士または言語聴覚士に指示をすること及び利用者の健康管理、保健衛生の指導を行う。

理学療法士または作業療法士または言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画又は介護予防訪問リハビリテーション計画（以下「訪問リハビリテーション計画等」という。）に基づき、利用者の居宅において、理学療法または作業療法または言語聴覚療法により指定訪問リハビリテーション等を行うものとする。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。但し、国民の祝日及び12月31日から1月3日までを除く。

(2) 営業時間：午後13時00分から午後17時：00までとする。

（指定訪問リハビリテーション等の内容）

第7条 実施する指定訪問リハビリテーション等は以下の各号に定める事項に留意し実施するものとする。

(1) 指定訪問リハビリテーション等は、利用者の心身及び生活環境を踏まえて、妥当適切に行うとともにその生活の質の確保を図るよう、事業所医師及び主治医の診療による指示又は主治医の意見書による指示に基づき、作成した訪問リハビリテーション計画書等に沿って実施するものとする。

(2) 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、目標の度合いその効果等について評価を行うとともに、訪問リハビリテーション計画等の修正を行い、改善を図るよう努めるものとする。

(3) 指定訪問リハビリテーション等の提供にあたっては、利用者の心身の状態、リハビリテーションの内容やそれを提供する目的及び具体的な方法、リハビリテーションに必要な環境の整備その他療養上の必要な事項について、利用者及びその家族に理解しやすいよう指導又は説明を行うものとする。

(4) 指定訪問リハビリテーション等を実施した場合は、終了後速やかに、利用者氏名、実施日時、実施したリハビリテーションの要点及び担当者の氏名を記録するものとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 南島原市（加津佐町、口之津町、南有馬町）

（利用料その他の費用の額）

第9条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準

によるものとし、指定訪問リハビリテーション等が法定代理サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載されている負担割合の額を利用料とする。

2 通常のサービス提供地域を超えてサービス実施する場合は、交通費を加算徴収するものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第10条 サービスの利用にあたっては、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

2 利用者の病状に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医及び管理者に連絡を取り、その指示に従う。

(非常災害対策)

第11条 消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第8条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

(1) 管理者は、防火管理者を選任する。

(2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。

(3) 始業時・終業時には、火災危険防止のため自主的に点検を行う。

(4) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。

(5) 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。

(6) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。

(7) 防火管理者は、施設職員に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練(消火・通報・避難).....年2回以上

(うち1回は夜間を想定した訓練を行う)

② 利用者を含めた総合避難訓練.....年1回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底.....随時

(8) (7)に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第12条 指定訪問リハビリテーション等は、使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 指定訪問リハビリテーション等は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受けさせるものとする。

(指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション計画)

第13条 事業所は、利用者の心身機能の状態に応じた当該サービスの指定訪問リハビリテーション

及び指定介護予防訪問リハビリテーション計画を作成し、利用者・家族に説明するものとする。

2 前項について、既に居宅サービス計画書が立てられている場合には、その計画に基づいた指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション計画を作成するものとする。

3 従業者はそれぞれの利用者について指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション計画に従ったサービスを実施し、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。

(苦情処理)

第14条 管理者は提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者からの苦情に対応する相談窓口として、理学療法士をその任に充てるものとし、サービス利用に同意を得る際に、事業所内苦情処理担当者の紹介及び、外部の苦情相談窓口等について説明をするものとする。

事業所内での苦情処理体制としては、苦情相談を受けた場合には速やかに内容を書面に記録し、理学療法士にて内容の確認及び検討を行い、改善の措置を講じた後、利用者及び家族に説明するものとする。

事業所内での対応に不足があると判断された場合は、法人の苦情処理担当や当該利用者が利用している居宅介護支援事業所等への相談を行い、改善措置の指示を仰ぐ。また相談窓口担当者は事業所内で処理を行った苦情相談についても、経過及び処理結果について記録を残し、法人本部報告しなければならない。

(事故発生時の防止及び発生時の対応)

第15条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を行う。

(虐待の防止等)

第16条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

(業務継続計画)

第17条 (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるも

のとする。

- (2) 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施する。
- (3) 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(その他運営に関する留意事項)

- 第 18 条
- 1 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - 2 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させる旨に従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人弘池会ろうけんかづさが定めるものとする。

附 則

この運営規定は、〔令和 6 年 5 月 1 日〕より施行する。